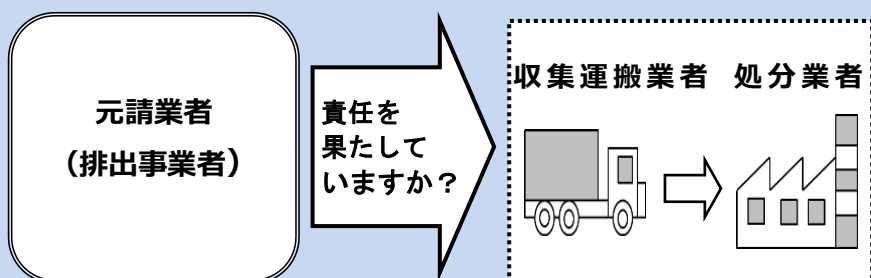


解体・リフォームを含む

建設工事で出る産業廃棄物は「元請業者」に処理責任があります！

- 元請業者が、建設工事から生ずる産業廃棄物の処理（収集運搬、処分※）を他人に委託する場合は、許可業者に委託しなければなりません。 ※処分には、再生を含む（自ら処理する場合は、廃棄物処理法の処理基準を守らなければなりません。）
- 元請業者が、自らの排出事業者責任を果たしておらず、下請負人が不適正な取扱いをしていた場合には、元請業者もその責任を負います。

【運搬・処分を許可業者に委託する場合】



【不適正な処理に繋がる事例】



元請業者がすべき確認事項

- 元請業者が下請業者に運搬を委託する場合、下請業者は産業廃棄物の収集運搬業の許可を、処分を委託する場合は、処分業の許可を有していますか。
- 元請業者と収集運搬業者、元請業者と処分業者それぞれで、産業廃棄物の委託契約を書面により行っていますか。
- 収集運搬業者・処分業者に対し、適正な処理費を負担していますか。
- マニフェストを元請業者自らが記載して交付していますか。
- 返却されたマニフェスト B 2 票、D 票、E 票で処理状況をチェックしていますか。
- マニフェストを 5 年間保存していますか。※電子マニフェストなら保存が不要です！

元請業者が上記の責任を果たしていなければ、罰則が適用される場合があります。
産業廃棄物の排出抑制及び適正処理のため、事業場ごとに産業廃棄物管理責任者を設置してください。

大阪府 環境農林水産部 循環型社会推進室 産業廃棄物指導課
電話：06-6210-9570(直通)

※建設現場が大阪市、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市、東大阪市の場合は、各市にお問い合わせください。